

国民健康保険
後期高齢者医療制度

現行の保険証は廃止されます

12月2日以降、現行の保険証は廃止され、新規発行は行いません。12月1日時点でお手元にある保険証は、有効期限まで使用できます。

保険証廃止後に住所の変更などがあった場合、マイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証を持っていない人には保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。

また、保険証の有効期限が切れる前に、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送ります。手続きは不要です。

※詳しくは問い合わせください。

問合先

国保年金課

●保険担当(国民健康保険について)

☎626-1113

●後期高齢者担当(後期高齢者医療制度について)

☎626-2164

詳しくはこちら

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

年末調整や確定申告などに必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、日本年金機構から今月上旬に対象者へ送付されます。

家族の国民年金保険料を納付した場合、納付した人の年末調整や確定申告の控除に加えることができますので、家族宛てに送られた証明書も大切に保管してください。

※10月～12月に今年初めて国民年金保険料を納付した人は、来年2月上旬に証明書が送付されます。

相談室 **■暮らしんでも相談ダイヤル（電話相談）** 日常生活で起こるトラブルや悩みごとなどを相談できます。 **日時** 月～金曜日（祝休日を除く） 9:00～17:00
相談無料 電話相談・問合先 ライフサポートセンターしずおか しだはいばら事務所 **TEL** 646-6055